電子提供措置の開始日2026年11月４日

株　主　各　位

第57回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

●事業報告

「従業員の状況」	……	１頁
「主要な借入先及び借入額」	……	２頁
「責任限定契約の内容」	……	２頁
「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」	…	２頁
「社外役員に関する事項」	……	３頁
「会計監査人の状況」	……	４頁
「会社の業務の適正を確保するための体制」	…	５～７頁
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」	…	８頁

●連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」	……	９頁
「連結注記表」	……	10～26頁

●計算書類

「貸借対照表」	……	27頁
「損益計算書」	……	28頁
「株主資本等変動計算書」	……	29頁
「個別注記表」	……	30～37頁

●監査報告書

「会計監査人の監査報告書」	……	38～39頁

（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

ＪＥＳＣＯホールディングス株式会社

従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

区　　分	従 業 員 数
JESCOネットワークシステム株式会社	102名
JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY	223名
JESCO HOA BINH ENGINEERING CO.,LTD.	14名
JESCO SUGAYA株式会社	50名
JESCO HOLDINGS SINGAPORE PTE.LTD.	0名
JESCO CRE株式会社	1名
JESCO AKUZAWA株式会社	18名
JESCO MAGNA株式会社	116名
JESCOエコシステム株式会社	50名
当　　社	20名
合　　計	594名

(注) 1．従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。
2．JESCO PEICO ENGINEERING JOINT STOCK COMPANYは、当連結会計年度に株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

(2) 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
20名	0名	41.6歳	9.2年

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
西武信用金庫	2,296,642千円
株式会社群馬銀行	1,731,000千円
株式会社みずほ銀行	1,700,000千円

責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び会社法上の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員等（当事業年度中に在任していたものを含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年ごとに契約を更新しております。

社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係
特別な利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏　　名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
村　口　　和　孝	取締役会17回開催、うち16回出席	主に長年にわたる上場会社等の取締役としての経験を踏まえ、客観的な視点から当社の経営について、発言を適宜行っております。さらに、一般投資家の視点から、業務執行に対する監督・助言を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。
グェン ティ ゴク ロアン	取締役会17回開催、うち13回出席	主にベトナムでの法令やビジネス、並びに経営者としての豊富な知識・経験を踏まえて、議案の審議につき、発言を適宜行っております。特に、ベトナムに関する業務執行に対する監督・助言等適切な役割を果たしております。
弓　塲　　啓　司	取締役会12回開催、うち12回出席	主に長年にわたる公認会計士としての経験を踏まえ、客観的な視点から当社の経営について、発言を適宜行っております。さらに、経営者としての豊富な経験とITに関する幅広い知見を有しており、当社の経営体制の強化に寄与しております。
畑　中　達 之 助	取締役会17回開催、うち17回出席 監査役会15回開催、うち15回出席	主に上場会社の常勤監査役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
鈴　木　　正　明	取締役会17回開催、うち15回出席 監査役会15回開催、うち14回出席	主に公認会計士としての専門的な知識・経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
佐　藤　　精　一	取締役会17回開催、うち17回出席 監査役会15回開催、うち15回出席	主に弁護士としての専門的な知識・経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役弓塲啓司につきましては、2025年11月27日就任後の状況を記載しております。

会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

会社の業務の適正を確保するための体制

当社が会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。コンプライアンスの着実な実践を図るため、「コンプライアンス規程」を制定し、「コンプライアンス委員会」がこれを統括する。
（2）取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受けるものとする。
（3）内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの運営状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会及び監査役に適宜報告する。
（4）取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については、「コンプライアンス委員会」が対処するものとし、不祥事の未然発見及び再発防止に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、法令を遵守し、文書又は電磁的媒体に適切に記録し保管する。
（2）取締役の職務の執行に係る情報の記録、保管状況について、監査役の監査を受けるものとする。また、法令に則り必要な情報開示を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）取締役会は、リスク管理に関する基本方針を決定する。「リスクマネジメント規程」を制定し、当社又はグループ各社のリスク管理を適切に行うための組織・体制を明確にする。「リスクアセスメント委員会」がこれを統括する。
（2）「リスクアセスメント委員会」は、経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して提供する。
（3）不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化を図る。
（2）当社は、取締役会を少なくとも月１回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は取締役会規程において定め、必要に応じ執行役員会において事前に議論を行う。
（3）取締役会は、経営基本方針及び経営目標・予算を策定し、執行役員は取締役会が策定した経営目標・予算の達成に向けて職務を執行する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社及び子会社は、社会的規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。
（2）当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運用を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき当社グループの連結経営を実践する。
（3）子会社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自律的に内部統制システムを整備する。子会社の規程は当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
（4）「内部監査室」は、当社及び子会社における内部監査を定期的に実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
（5）監査役は子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の業務の適正を監視、監査する。
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。
（2）当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務の遂行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社又はグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告するものとする。
（2）当社及び子会社は、「社内通報制度規程」に基づき通報者保護に努めるものとする。
（3）取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査役は、当該会議に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。
（4）監査役は、必要に応じて取締役及び使用人等に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査役が重要な会議への出席を求めた場合これを尊重する。
（2）監査役は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
（3）監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。
10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
（1）当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。
（2）当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
① 反社会的勢力対応部署の設置
② 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立
③ 外部専門機関との連携体制の確立
④ 反社会的勢力対応マニュアルの策定
⑤ 暴力団排除条項の導入
⑥ その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款への適合性及び効率性の確保

定例取締役会を毎月１回、臨時取締役会を５回開催し、定例報告確認事項のほか、「取締役会規程」に定められた重要項目について確認・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行いました。

また、社長が委員長を務める「コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、重要確認事項について主管部署及び各子会社から報告を受けました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理

取締役会議事録、稟議書、会計帳簿その他の業務執行に関する電子情報を含む資料について、種類ごとに所定の方法により作成、保管をしております。

3. 損失の危険の管理

当社グループの主要なリスクについて、社長が委員長を務める「リスクアセスメント委員会」に於いて審議し、各社社長からリスク軽減に向けた対応策の報告を受け、確認しました。

4. 取締役及び使用人から監査役への報告

当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役に対して法定の報告のみならず、当社グループの業績等、当社グループの業務状況につき、定期的又は当社監査役の要請に応じて報告を行っております。

5. 監査役の監査体制

監査役は、取締役会への出席及びグループ各社の取締役会及びその他の重要会議への出席を通じて報告を受けるとともに、必要がある場合には意見を述べ、稟議書等の業務執行に関わる重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める等、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行いました。また監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室、当社グループの取締役及び執行役員、各事業部門との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025 年 9 月 1 日から
2026 年 8 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,056,041	1,235,440	5,138,012	△137	7,429,357
当期変動額					
新株の発行	15,087	15,087			30,174
剰余金の配当			△277,486		△277,486
資本移動に伴う持分の変動					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,209,670		1,209,670
自己株式の取得				△42	△42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,087	15,087	932,184	△42	962,316
当期末残高	1,071,128	1,250,527	6,070,196	△179	8,391,673

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△18,355	64,722	46,366	85,607	7,561,332
当期変動額					
新株の発行					30,174
剰余金の配当					△277,486
資本移動に伴う持分の変動					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,209,670
自己株式の取得					△42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,874	△4,049	15,825	△3,148	12,676
当期変動額合計	19,874	△4,049	15,825	△3,148	974,992
当期末残高	1,519	60,673	62,192	82,458	8,536,324

連 結 注 記 表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	９社
連結子会社の名称	JESCOネットワークシステム株式会社
	JESCOエコシステム株式会社
	JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANY
	JESCO HOA BINH ENGINEERING CO.,LTD.
	JESCO SUGAYA株式会社
	JESCO AKUZAWA株式会社
	JESCO MAGNA株式会社
	JESCO CRE株式会社
	JESCO HOLDINGS SINGAPORE PTE.LTD.

なお、連結子会社であったJESCO PEICO ENGINEERING JOINT STOCK COMPANYは株式の全部を売却したため連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

会社の名称

JESCOエキスパートエージェント株式会社

連結の範囲から除いた理由

上記の非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

会社の名称

JESCOエキスパートエージェント株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社（６社）の決算日は、連結決算日と一致しております。

海外連結子会社のうち、JESCO ASIA JOINT STOCK COMPANYの決算日は、６月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、JESCO HOA BINH ENGINEERING CO.,LTD.、JESCO HOLDINGS SINGAPORE PTE.LTD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、６月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a.有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

b.棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

販売用不動産

個別法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a.有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は見積耐用年数による定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年から50年
機械装置及び運搬具	２年から17年
工具、器具及び備品	２年から20年

b.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(３年から５年)に基づいております。

c.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

a.貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b.賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

c.工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、翌連結会計年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

d.完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵担保に備えるため、過去の実績に基づく見積額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約については、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２；契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ５：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する

a.工事契約に係る収益認識

工事契約に係る収益には、主に電気通信設備工事の請負等が含まれており、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っております。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、工事契約における履行義務の充足に係る進捗度の見積は、工事原価が履行義務の充足における進捗度に比例して発生すると判断しているため、発生したコストに基づいたインプット法により行っております。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

b.不動産事業に係る収益認識

不動産売買業においては、物件の引き渡しにより履行義務が充足されることから、引渡時点で収益認識を行っております。

不動産賃貸及び管理業においては、主としてオフィスビル等の賃貸を行っており、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識しております。

c.役務、サービス等の提供に係る収益認識

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間（13年間）の定額法により償却しております。

(6) 会計上の見積りに関する事項

①一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高

当社グループは、重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、完成工事高の計上は、顧客との契約について履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は主として原価比例法（インプット法）により算出しており、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積もりを行っております。

a.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する完成工事高　　7,996,722千円

b.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

収益認識の基礎となる、工事収益総額及び工事原価総額並びに期末における工事進捗度を合理的に見積る必要があり、顧客からの発注段階において、当社グループでは、受注金額や建設資材費・労務費・外注費等の費用を含む実行予算を策定し、工事収益総額及び工事原価総額を見積っております。しかし、工事案件を取り巻く環境の変化（仕様変更・追加発注、工期の変更による追加原価の発生及び建設資材価格の高騰等）が生じた場合、工事収益総額や工事原価総額が変動するとともに、期末における工事進捗度の見積りにも影響を与えることとなります。

当社グループはこれらの見積りについて、工事の進捗に伴い継続して見直しを行っておりますが、一定の不確実性が伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

②工事損失引当金の計上

a.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金　11,961千円

b.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

当社グループは、重要な引当金の計上基準に記載のとおり、受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、翌連結会計年度以降に損失発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

工事損失引当金の計上においては、工事原価総額の見積りが重要となりますが、工事案件を取り巻く環境の変化（仕様変更・追加発注、工期の変更による追加原価の発生及び建設資材の高騰等）が生じた場合、工事原価総額が増加する可能性があります。その結果、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事案件に関して既に計上された損益の額を控除した残額を工事損失引当金として計上しております。

当社グループはこれらの見積りについて、工事の進捗に伴い継続して見直しを行っておりますが、一定の不確実性が伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

③繰延税金資産の回収可能性

a.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）　282,743千円

b.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に関しては評価性引当額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画及び一時差異等の解消スケジュール等に基づく課税所得見積額に影響を受けることとなります。将来の課税所得見積額は、経営環境等により変動するため、課税所得の発生時期及び金額が当連結会計年度の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

④貸倒引当金の計上

a.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　962,329千円

b.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

当社グループは、営業債権及び契約資産等や貸付金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を引当計上しております。

将来、債権先の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、引当金の追加計上又は引当金を上回る貸倒損失が発生する可能性があります。

2．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

販売用不動産	6,898,977千円
計	6,898,977千円

１年内返済予定の長期借入金	98,830千円
長期借入金	4,828,811 〃
計	4,927,642千円

(2) 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産

建物及び構築物	1,367,334千円
機械装置及び運搬具	141,162 〃
工具、器具及び備品	374,950 〃
リース資産	65,837 〃
計	1,949,285千円

(3) 長期未払金

長期未払金は、主に、従来内規に基づき計上していた役員退職慰労引当金を、2013年８月20日開催の臨時株主総会において打ち切り支給することを決議しており、打ち切り支給額の未払分を計上したものであります。

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,954,000	21,400	－	6,975,400

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の付与に伴う新株式の発行による増加　　21,400株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決　　議	株式の種　類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年10月10日取締役会	普通株式	277,486	40.00	2025年8月31日	2025年11月13日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種　類	配当の原　資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年10月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	334,008	48.00	2026年8月31日	2026年11月12日

4．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入れ等により実施しております。

営業債権である受取手形、完成工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場会社については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、工事未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。短期借入金は、主に運転資金の調達を目的とし、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社からの報告に基づき当社財務部が適時に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日（当連結会計年度決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額90,191千円）は、「投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金、受取手形、完成工事未収入金、支払手形、工事未払金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	199,220	199,220	－
(2) 長期借入金	(5,069,642)	(4,755,822)	△313,819
(3) リース債務	(40,541)	(38,356)	△2,185

※　負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注)　(1) 投資有価証券　その他有価証券

これらの時価については、取引所の価格、又は取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の取引を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、長期借入金及びリース債務には、それぞれ、１年内返済予定の長期借入金及び１年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	179,220	－	－	179,220
地方債	－	20,000	－	20,000

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	4,755,822	－	4,755,822
リース債務	－	38,356	－	38,356

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているためその時価をレベル１の時価に分類しております。地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないためその時価をレベル２に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

5．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都等において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
295,556	411,817

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2．時価の算定方法

主として、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

6．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	国内EPC事業	アセアンEPC事業	不動産事業	計	
売上高					
一時点で移転される財	4,291,686	1,453,818	3,914,088	9,659,594	9,659,594
一定の期間にわたり移転される財	7,996,722	－	－	7,996,722	7,996,722
顧客との契約から生じる収益	12,288,409	1,453,818	3,914,088	17,656,316	17,656,316
その他の収益	113,526	－	293,751	407,277	407,277
外部顧客への売上高	12,401,935	1,453,818	4,207,840	18,063,594	18,063,594

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該キャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期の情報

a.契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,320,469
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,281,835
契約資産（期首残高）	2,334,263
契約資産（期末残高）	3,082,773
契約負債（期首残高）	548,559
契約負債（期末残高）	634,220

契約資産は、主に電気通信設備工事業における工事請負契約等に基づき充足した履行義務に係る対価に対する権利に関するものである。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられる。当該履行義務に係る対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領している。

契約負債は、主に電気通信設備工事業における工事請負契約に基づき、役務の提供に先立って顧客から受領した前受金等に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、321,054千円である。また、契約資産の増減は主として収益認識（契約資産の増加）と、債権への振替（同、減少）により生じたものであり、期末残高は、建設事業における大型工事の竣工時期等の影響により変動する。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務に対して認識した収益に重要性はない。

b.残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は13,394,371千円である。残存履行義務については概ね2年以内に収益として認識されると見込んでいる。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,214円89銭
1株当たり当期純利益	174円06銭

8．重要な後発事象に関する注記

（多額な資金の借入）

当社は、2026年９月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である、JESCO CRE株式会社が販売用不動産取得のため、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、2026年９月24日に実行いたしました。

①資金の使途	販売用不動産の取得
②借入先の名称	西武信用金庫
③借入総額	1,900,000千円
④利率	変動金利
⑤借入実行日	2026年９月24日
⑥返済期間	３年間
⑦担保	有
⑧保証人	JESCOホールディングス株式会社
⑨財務制限条項	無

（連結範囲の変更を伴う子会社株式の譲渡）

当社は、2026年９月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるJESCO ASIA JOINT STOCK COMPANYを通じて保有するJESCO HOA BINH ENGINEERING CO.,LTD.（以下、JHE）の株式を譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結し、同日に実行いたしました。なお、本株式譲渡に伴いJHEは当社の連結子会社から除外されます。

株式譲渡の概要

１．株式譲渡先の名称

Pham Dieu氏

２．譲渡対象会社の名称、事業内容及び当社との取引内容

（１）名称	JESCO HOA BINH ENGINEERING CO.,LTD.
（２）事業内容	電気、空調衛生設備工事業
（３）当社との取引内容	経営指導

3．株式譲渡の主な理由

JHEは2014年４月に株式を取得して以降、ベトナム市場における事業の拡大を図ってまいりましたが、今般、当社グループを取り巻く事業環境の変化や今後の海外戦略等を総合的に勘案した結果、経営資源の集中及び効率化を図ることが当社グループのアセアンEPC事業の持続的な成長に資すると判断し、当該子会社株式を譲渡することといたしました。

4．異動の日程

取締役会決議日	2026年９月11日
株式譲渡契約締結日	2026年９月18日
株式譲渡実行日	2026年９月18日

5．譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式数

異動前の所有株式数	4,182,688株（議決権所有割合：52.2%）
譲渡株式数	4,182,688株
譲渡価額	2,091,344千VND
異動後の所有株式数	0株（議決権所有割合：0%）

6．業績に与える影響

本株式譲渡に伴い、2027年８月期連結決算において、譲渡損益を計上する見込みですが現時点で確定しておりません。

7．分離する事業が含まれている報告セグメント

アセアンEPC事業

貸借対照表

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,817,112**	**流動負債**	**1,935,833**
現金及び預金	2,045,811	短期借入金	1,700,000
販売用不動産	1,344,810	１年内返済予定の長期借入金	65,230
前払費用	54,536	未払金	41,139
短期貸付金	1,335,000	未払法人税等	7,769
その他	151,954	未払消費税等	64,788
貸倒引当金	△115,000	賞与引当金	8,353
		その他	48,551
固定資産	**3,688,239**		
有形固定資産	**393,095**	**固定負債**	**591,921**
建物	153,122	長期借入金	488,611
構築物	7,031	長期未払金	8,196
工具、器具及び備品	27,889	退職給付引当金	41,402
土地	203,812	預り保証金	45,977
リース資産	1,239	その他	7,734
無形固定資産	**91,458**	**負債合計**	**2,527,754**
借地権	1,682	**純資産の部**	
ソフトウェア	89,066	**株主資本**	**6,004,834**
その他	710	**資本金**	**1,071,128**
		資本剰余金	**952,466**
投資その他の資産	**3,203,685**	資本準備金	663,028
投資有価証券	191,554	その他資本剰余金	289,438
関係会社株式	2,836,875	**利益剰余金**	**3,981,418**
長期前払費用	19,355	利益準備金	46,904
繰延税金資産	101,761	その他利益剰余金	3,934,514
その他	55,388	繰越利益剰余金	3,934,514
貸倒引当金	△1,250	**自己株式**	**△179**
		評価・換算差額等	**△27,237**
		その他有価証券評価差額金	△27,237
		純資産合計	**5,977,597**
資産合計	**8,505,352**	**負債及び純資産合計**	**8,505,352**

損益計算書

（2025 年 9 月 1 日から
2026 年 8 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,325,916**
売上原価		**1,544,077**
売上総利益		**1,781,838**
販売費及び一般管理費		**710,513**
営業利益		**1,071,325**
営業外収益		
受取利息	19,221	
受取配当金	8,796	
為替差益	23,499	
受取保険金	6,555	
その他	3,416	61,489
営業外費用		
支払利息	37,083	
貸倒引当金繰入額	15,000	
その他	2,997	55,081
経常利益		**1,077,733**
特別損失		
固定資産除却損	1,320	
子会社株式売却損	85,503	
債権放棄損	13,256	100,081
税引前当期純利益		**977,652**
法人税、住民税及び事業税	△94,593	
法人税等調整額	32,069	△62,524
当期純利益		**1,040,176**

株主資本等変動計算書

（2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,056,041	647,941	289,438	937,379	46,904	3,171,823	3,218,728	△137	5,212,012
当期変動額									
新株の発行	15,087	15,087		15,087					30,174
剰余金の配当						△277,486	△277,486		△277,486
当期純利益						1,040,176	1,040,176		1,040,176
自己株式の取得								△42	△42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	15,087	15,087	－	15,087	－	762,690	762,690	△42	792,822
当期末残高	1,071,128	663,028	289,438	952,466	46,904	3,934,514	3,981,418	△179	6,004,834

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△42,290	△42,290	5,169,721
当期変動額			
新株の発行			30,174
剰余金の配当			△277,486
当期純利益			1,040,176
自己株式の取得			△42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,053	15,053	15,053
当期変動額合計	15,053	15,053	807,875
当期末残高	△27,237	△27,237	5,977,597

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

販売用不動産

個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～49年
構築物	10年～20年
工具、器具及び備品	３年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(３年から５年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約については、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２；契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ５：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する

①子会社からの経営指導料及び受取配当金に係る収益認識

経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

②不動産賃貸及び管理に係る収益認識

不動産賃貸及び管理業において、主としてオフィスビル等の賃貸を行っており、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 会計上の見積りに関する事項

繰延税金資産の回収可能性

a.当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前）　104,466千円

b.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する状況

当社は、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に関しては評価性引当額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画及び一時差異等の解消スケジュール等に基づく課税所得見積額に影響を受けることとなります。将来の課税所得見積額は、経営環境等により変動するため、課税所得の発生時期及び金額が当事業年度の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権　1,458,640千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務　406,012千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　402,754千円

(4) 担保資産

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

販売用不動産	1,343,437千円
計	1,343,437千円

１年内返済予定の長期借入金	17,230千円
長期借入金	394,611 〃
計	411,842千円

(5) 保証債務

当社は、下記の会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

JESCO CRE株式会社　3,584,800 千円

(6) 長期未払金

長期未払金は、主に、従来内規に基づき計上していた役員退職慰労引当金を、2013年８月20日開催の臨時株主総会において打ち切り支給することを決議しており、打ち切り支給額の未払分を計上したものであります。

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

（1）営業取引による取引高

売上高	1,442,347千円
売上原価	42,201千円
販売費及び一般管理費	50,733千円

（2）営業取引以外の取引による取引高　21,482千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　16,880株

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
長期未払金	1,891千円
未払事業税	1,712千円
関係会社株式評価損	77,495千円
投資有価証券評価損	75,917千円
土地減損損失	42,458千円
減価償却超過額	15,078千円
譲渡制限付株式報酬	5,435千円
定期借地権	10,072千円
退職給付引当金	13,049千円
資産除去債務	2,271千円
貸倒引当金	393千円
賞与引当金	2,633千円
その他	39,318千円
繰延税金資産小計	287,727千円
評価性引当額	△183,260千円
繰延税金資産合計	104,466千円
繰延税金負債	
長期資産除去債務	870千円
その他有価証券評価差額金	1,676千円
未収事業税	157千円
繰延税金負債合計	2,705千円
繰延税金資産の純額	101,761千円

（2）法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従っております。

6．関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	JESCOネットワークシステム㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 資金の融通 役員の兼務	経営指導	52,000	—	—
				配当金の受取	155,740	—	—
子会社	JESCO SUGAYA㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 資金の融通 役員の兼務	経営指導	31,000	—	—
				資金の貸付（注）1	580,000	短期貸付金	150,000
				配当金の受取	66,836	—	—
子会社	JESCO AKUZAWA㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 資金の融通 役員の兼務	資金の借入（注）1	300,000	短期借入金	200,000
子会社	JESCO MAGNA㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 資金の融通 役員の兼務	資金の貸付（注）1	2,490,000	短期貸付金	600,000
				配当金の受取	399,255	—	—
子会社	JESCO HOLDINGS SINGAPORE PTE.LTD.	所有　直接100%	役員の兼務 資金の融通	債権放棄（注）4	270,256	—	—
子会社	JESCO CRE㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 役員の兼務 資金の融通 債務保証	資金の貸付（注）1	370,000	短期貸付金	470,000
				配当金の受取	343,290	—	—
				債務保証（注）3	3,584,800	—	—
子会社	JESCO HOABINH ENGINEERING CO.,LTD.	所有　間接52.2%	資金の融通	資金の貸付（注）1	160,000	短期貸付金（注）2	115,000
子会社	JESCOエコシステム㈱	所有　直接100%	業務委託契約の締結 役員の兼務 資金の融通	経営指導	60,000	—	—
				借入金の返済	520,000	短期借入金	200,000

（注）1．資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の設定は行っておりません。

2．JESCO HOABINH ENGINEERING CO.,LTD.に対する短期貸付金の期末残高に対して115,000千円の貸倒引当金を計上しております。

3．当社は、JESCO CRE㈱の金融機関に対する債務について、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は期末借入金残高を記載しております。また、債務保証料は受領しておりません。
4，JESCO HOLDINGS SINGAPORE PTE.LTD.に対する貸付金について債権放棄しております。それに伴い、前事業年度までに計上していた貸倒引当金257,000千円を全額取り崩しております。

（2）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

7．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記「（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	859円03銭
1株当たり当期純利益	149円67銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

JESCOホールディングス株式会社
取 締 役 会　御 中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石 上　卓 哉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　篠 田　友 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、JESCOホールディングス株式会社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上